

シグマ委員会だより (I)

データ等の利用基準

「データ等提供基準検討小委員会(委員名は脚注)」はシグマ委員会運営委員会の諮問により、データ等の提供の現状を分析するとともに著作権法との関連事項について調査を行ってきたが、この程データ等の円滑な提供・管理を行うために、データ・コード類・文献等の利用サービスについての基準等を取りまとめ昨年12月16日の運営委員会に以下の答申書を提出した。

データ等の利用基準に関する答申書

データ等の利用基準

データ・計算プログラム・文献等の利用に当っては、それぞれの提供の基準に基づくとともに、下記の主旨に沿って対処されますようお願いいたします。

(データ)

原研核データセンターから提供するデータの利用は、利用者個人あるいは利用者の所属する機関の範囲内に限ります。その範囲外への2次的コピー配布は禁止されます。ただし、核データセンターが国際機関から提供を受けたデータについては、それぞれの国際機関の管理の主旨に従うものとします。

核データセンターへのデータ利用の申し込みは、所定の利用申し込み書によって行って下さい。データの提供を受けた利用者(機関)は、データを利用した際の成果・経験・問題点等の情報を核データセンターへ速やかにフィードバックするようにお願いします。また、データを利用して成果を公表する際には、使用したデータについて正しく引用して下さい。データ毎の引用の仕方については核データセンターの指示に従って下さい。

なお、提供を受けたデータから炉定数等のデータセットを作成した場合には、その元となるデータが明らかになるような名称を付す等の配慮をお願いします。

(計算プログラム)

核データセンターから、コード類の提供は原則として行いません。コード類の入手については(財)原子力データセンター(NEDAC)(TEL 0292-82-8309)またはコードの著者へ直接に申し込んで下さい。ただし、シグマ研究委員会および核データセンターで作成したコードおよび特定のコードについては核データセンターからでも提供できます。これらについ

(脚注) データ等提供基準検討小委員会

浅見 哲夫(委員長, 助原子力データセンター), 飯島 俊吾(NAIG), 中川 庸雄(原研), 長谷川 明(原研), 八谷 雅典(核データ工学)

ては核データニュース等で随時アナウンスします。

なお、提供を受けたコードを利用者自身の利用目的外で2次的にコピー・譲渡することは禁止されています。また、著者の了解なしに私的利用以外でコードの改良・改名を行うことは道義上から容認できるものでないとともに著作権法にも抵触する恐れがありますのでご注意ください。

(文 献)

核データセンターからの文献のコピー・サービスは著作権法で禁止されておりますので行えません。原研図書館または核データセンターで所有する文献のコピーにするか、利用者自身が借り出してコピーするようにして下さい。

(その他のサービス)

核データセンターでは、核データに関する利用の相談には可能な限り応じますのでお問い合わせ下さい。